

応募に当たっての留意事項

(高度化・脱炭素化リサイクル施設の整備事業)

1 事前相談

事務を円滑に進めるため、できるだけ事前相談をしてください。

2 補助対象施設

以下の条件を満たす施設が対象です。

- ・従来施設と比較して、処理能力の向上だけでなく、処理が困難な廃棄物等の再資源化を高度に行う施設
- ・廃棄物等の再資源化施設の中核的技術やシステム等において先導性・先進性を有し、モデルとなる施設
- ・廃棄物等の再資源化効果が高く、県内への波及効果が見込める施設
- ・再資源化事業に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がされている施設

3 補助対象経費

新たな事業に必要な機械の導入や機能を高度化させる改良等が対象となります。
(消費税額は除く。)

構築物費	施設の建造、改良、購入に要する経費です。補助事業に直接関係するもので、必要不可欠な構築物に限ります。
機械装置 工具器具費	機械装置等の購入・改良に要する経費（必要となる電気工事等の据付経費を含む。）です。リース契約による設置や複数年の割賦による購入は対象外です。
付帯工事費	施設整備に関連して必要となる敷地外周の門、囲障等の整備のための必要最小限度の経費です。
その他経費	工事の施工に直接必要な設計費、試験費等の経費です。

4 事務手続きの流れ

- 6～7月 事前相談、事業計画書提出
8月 審査会、事業採択
9月 補助金交付申請・交付決定、施設整備着手
3月 施設完成、完了検査、実績報告書提出（3月25日締切）
4～5月 補助金の額の確定・支出

※複数年度にまたがる事業も可能です。ただし、審査は年度ごとに行い、初年度の事業が採択されても、次年度以降の採択が約束されるわけではありません。

5 事業の着手・完了時期

補助金の交付決定日以降に着手していただき、3月25日までに完了することが必要です。「着手」とは、補助対象施設に係る売買契約や請負契約の締結を指し、事業執行上必要な事前準備は差し支えありません。

なお、既に着手している場合は、対象外となります。

6 廃棄物処理法等に基づく許認可手続き

補助金の応募とは別に、関係法令に基づいた手続きが必要です。補助対象事業完了後、速やかに事業化できるよう並行して手続きを進めてください。

7 提出書類

サイズはA4版とし、正副2部提出してください。

- ① 事業計画書（様式1、2-1、2-2、3）
 - ② 補助事業の内容説明に必要な資料（任意）
 - ③ 補助事業実施場所の位置図
 - ④ 県税納税証明書（県税の全ての税目について滞納がないこと）
 - ⑤ 財務諸表2期分（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、損失処理計算書、附属明細書）
 - ⑥ 法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本
 - ⑦ 会社パンフレット
 - ⑧ 施設の構造や仕様を示した図面・カタログ
 - ⑨ 見積書（原則として複数業者から見積もりを取ってください。）
- ※ 実証施設の場合は、実証計画及び数値目標を添付してください。
- ※ 複数年にまたがる事業の場合は、次年度以降の事業内容を添付してください。

8 事業費明細

補助事業で導入する施設の規模や能力については、廃棄物の計画処理量や再生品の計画生産量等に基づき、合理的に算定してください。また、所要金額についても見積書等により適正に算出してください。

9 選考方法

県が設置する外部委員等で構成する審査会で、応募された事業を審査の上、県が予算の範囲内で採択事業を決定します。
審査会への出席、事業内容の説明を求める場合があります。

10 補助金に係る事務

補助金交付申請以降の事務は、「山口県補助金等交付規則」及び「山口県資源循環ビジネス事業化促進事業補助金交付要綱」に従っていただきます。

11 事後報告

補助事業完了後の一定期間（概ね数年間）は、別に定めるところにより、補助事業で取得した設備の稼働状況について報告していただきます。

12 事業内容の公表

補助対象事業完了後、事業者名、施設名など事業内容は公表する予定ですので、同意をお願いします。ただし、知的財産に関することなど公開することで不利益となる場合は除きます。